

そろそろ夏野菜の作付準備ですよ



宮農経済課 主任
藤井 拓也

野菜苗の定植がいよいよ目の前に来ています。みなさん畦作りはできていますか？

畦作りには、通気性を良くし、作物の根を付きやすく下までよく伸ばし、水分や肥料が十分吸収できるようにするなどの目的があります。

畦作りのコツは、育てる野菜によって幅や高さを変えること、南北方向に畦を作る事で野菜にまんべんなく陽があたるようにすることです。

昨年の気候は雨が多く、畦たてなどの作業が遅れてしまった方も多いと思います。今年は、少し早めに土を荒掘りし、畦たての作業を早くすることも野菜に適した時期に植え付け出来るひとつの方法です。



確定申告に係るマイナンバーについて

平成28年分以降の所得税の確定申告書については、マイナンバー(12桁)の記載が必要になります。

確定申告書(第1表)には申告書ご本人の氏名、フリガナ欄の上、申告書(第2表)には控除対象配偶者欄の氏名の下、扶養控除欄の控除対象扶養親族の氏名の下、事業専従者の氏名の横、住民税・事業税に関する事項欄の扶養親族の氏名の横にそれぞれ該当者のマイナンバーを記載する欄が設けられています。

マイナンバーを記載した確定申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要になります。申告者ご本人のみが必要です。

本人確認書類はマイナンバーカードをお持ちの方は表面、裏面両面の写しを添付書類台

紙に貼付します。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードの写しと運転免許証の写し、または公的医療保険の被保険者証の写しなどを添付書類台紙に貼付します。

所得税の確定申告書のほか、消費税、贈与税の申告書にも同じくマイナンバーの記載が必要になり、本人確認書類の提示、または写しの添付が必要になります。

